

事業主 各位

北海道労働局長登録教習機関
登録番号 北労安教第15号
(公社)北海道労働基準協会連合会
函館支部
(函館労働基準協会内)

玉掛け技能講習のご案内

労働安全衛生法61条（安衛施行令第20条16号、クレーン則221条）では、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を修了した者など法定の資格を有した者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

1 講習及び修了試験日時

実施日(曜日)	時 間	科目(講習内容)
1日目 令和8年4月22日(水曜日) (学科)	開講時間 8時50分	(昼食時間12時10分～13時00分)
	9時00分～12時10分	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識(3時間)
	13時00分～17時10分	クレーン等に関する知識(1時間) クレーン等の玉掛けの方法(3時間)
2日目 令和8年4月23日(木曜日) (学科)	開講時間 8時50分	(昼食時間12時10分～13時00分)
	9時00分～14時10分	クレーン等の玉掛けの方法(4時間)
	14時10分～15時10分	関係法令(1時間)
	15時10分～16時10分	学科修了試験(1時間)
3日目 令和8年4月24日(金曜日) (実技)	開講時間 8時20分	(昼食時間12時30分～13時00分)
	8時30分～9時30分	クレーン等の運転のための合図(1時間)
	9時30分～16時00分	クレーン等の玉掛け(6時間)
	16時00分～17時00分	実技修了試験(1時間)
註： 1日目 学科科目「クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識」3時間免除の15時間コース受講者は講習開始時間13時00分の学科科目「クレーン等に関する知識」から受講して下さい。 ※講習時間等は予定であり、変更する場合があります。		

2 受講資格区分及び講習科目・時間

受講資格区分	学科				実技		合計時間
	クレーンの知識	力学の知識	玉掛けの方法	関係法令	クレーン等の玉掛け	運転のための合図	
全科目受講者	1	3	7	1	6	1	19
クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置、クレーン、デリックの運転士免許を受けた者。小型移動式クレーン、床上操作式クレーン運転技能講習修了証を受けた者（運転士免許証・技能講習修了証）	1	免除	7	1	6	免除	15 学科科目 3時間免除
安全衛生施行令 第20条第6号若しくは第7号の業務又は 労働安全衛生規則 第36条第6号、第15号から第17号までの業務に、6ヵ月以上従事した経験を有する者(実務経験証明、特別教育修了証)	1	3	7	1	6	免除	18
つり上げ荷重、制限荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置で玉掛けの補助作業又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヵ月以上従事した経験者（実務経験証明）	1	3	6	1	4	1	16
玉掛け特別教育修了者で、つり上げ荷重、制限荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務に6ヵ月以上従事した経験者（特別教育修了証、実務経験証明）	1	3	6	1	4	免除	15

(註) 1. 労働安全衛生法施行令20条の業務

第6号：つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く）の運転の業務

第7号：つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーン運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

2. 労働安全衛生規則36条の業務

第6号：制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務

第15号：つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務(移動式クレーンを除く)

：つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転業務(")

第16号：つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務

第17号：つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務

3. 鉾山における移動式クレーンの運転の業務経験に係る科目免除については、(公社)北海道労働基準協会連合会
又は函館支部にご照会ください。

3 講 習 会 場 : 学科 檜山地域人材開発センター運営協会 (桧山郡江差町字南が丘7-172)
実技 同 上

4 受 講 料 : 19時間コース 29,100円(税込)
18時間コース 28,600円(税込)
16時間コース 27,400円(税込)
15時間コース 26,800円(税込)

受講料のほかに、テキスト代1,705円(税込)が必要です。

講習当日欠席された場合、受講料はお返しできませんのでご了承ください。

5 締 め 切 り : 定員10名に達し次第締め切ります。

6 申 込 方 法 : 別添の受講申込書に受講料を添え、(公社)北海道労働基準協会連合会 函館支部
〒040-0061 函館市海岸町22番5号 青函フェリービル3階 TEL 0138-44-0500
へお申込み下さい。
郵送による場合は、現金書留をご利用下さい。

7 添 付 書 類 : 講習科目の一部免除を希望される方は、申込書に講習科目の一部免除者であることを確認できる運転士免許証、技能講習修了証、特別教育修了証の写しを添付し、実務経験証明を必要とする方は、受講申込書に記載して下さい。
写真は、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したものを2枚(30×24mm)
[デジタルはフォト専用紙に印刷したものに限り]裏面に氏名を記入。

8 修 了 証 : 学科及び実技について修了試験を行い、合格者には、「玉掛け技能講習修了証」を交付いたします。

9 そ の 他 : 受講の際は、受講票及び筆記用具(鉛筆HB以上、消しゴム)を必ずご持参下さい。
実技会場は屋外です。
ヘルメット、安全靴、軍手、長袖作業服の着用下さい。
雨具、合羽、防寒着の用意下さい。
講習当日の科目免除は受けません、申込の際に申請して下さい。

以 上